

## 令和4年4月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日(月) 午後2時02分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
  - 議案第6号 小郡市農業地域振興計画の変更に伴う意見について
  - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
  - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - 報告第3号 和解の仲介について
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳(欠席)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘(欠席)	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(2名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 こんにちは、総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

新年度を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症に感染する人の数がなかなか減少しません。

引き続き、感染症対策に取り組んでいただき、感染予防をお願いいたします。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案6件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号4番委員、15番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年4月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番 福田 寿光 委員、19番 藤井 豊志 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、7件を議題といたしますが、番号3及び4は、議長である私しに、また、番号5は、議席番号24番委員に係る案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、退席をお願いすると共に、議長を会長代理にお願いし、退

席いたしますので、よろしく申し上げます。

(退室案内)

(議長交代)

○会長代理

それでは、会長に代わりまして、議案の審査を行います。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、上岩田地内の畑1筆、松崎地内の畑2筆、合計畑3筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、八坂地内の田4筆、下西鯨坂地内の田2筆、合計田6筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

夫婦間で贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号3は、八坂地内の田1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

3名共有の持ち分を含めた贈与となるものです。

共有持ち分の変更については、議案書4ページに記載しています。

(位置図で場所の説明)

番号4は、八坂地内の田1筆です。3条による無償移転で贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

3名共有の持ち分を含めた贈与となるものです。

共有持ち分の変更については、議案書4ページに記載しています。

(位置図で場所の説明)

番号5は、八坂地内の田2筆です。3条による有償移転で売買

となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大として売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

議案書3ページ、番号6は、山隈地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は離農のため、譲受人は経営規模拡大として売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号7は、福童地内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大として売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

#### ○会長代理

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

#### ○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

#### ○会長代理

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行いま

す。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○会長代理

特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○会長代理

全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○会長代理

それでは、議席番号10番委員、24番委員の入室を許可します。

(入室案内)

(議長交代)

○議長 会長代理、ありがとうございました。

議事を進めます。次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、吹上地内の畑1筆です。

太陽光発電施設を新設するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

該当地の農地区分につきましては、位置図に記載しておりますように、農振農用地、通称「青地」と言われるものになります。

原則として、転用が出来ませんが、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設で、なお且つ、3年以内の一時転用の場合は例外規定に該当することから、立地基準上は問題ないものと思われま

す。計画図によりますと、(太陽光発電)パネルが合計188枚設置される計画となっています。また、パネルを支える支柱が68箇所となっています。この本数が、今回の申請面積になってお

支柱部分の面積となります。

汚水・雑排水は発生しませんし、雨水については、下部は農地のまま利用していくこととなりますので、自然流下となります。したがって、立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、営農型というのは、あくまでも3年間の一時転用ですので、3年間、太陽光発電パネルの下で、作物を栽培することとなります。

今回の申請では、パネルの下部では、作物は「ミョウガ」となっており、1月から12月の間にそこで生産された作物の収量が、周辺で栽培された同じ作物の収量に対して、(パネルの下では)8割以上、確保できているのかが、次の3年後の許可基準の一つとなります。

なお、地区会議におきましては、定期的に現地調査を行うなどして注意深く、観察していくということで、ご承認をいただいたところです。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、5件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、松崎地内の畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に、概ね500メートル以内に松崎記念病院、牛嶋歯科、富安医院、松崎保育園など2以上の教育・医療施設が存する位置関係となります。

今回の申請地の東側の市道には、上下水道管が埋設されています。

その上で、先程触れましたように、500メートル以内に2以上の教育・医療施設が位置します。以上の観点から、(申請地の内、市道に面する)東側の農地は第3種農地となります。

一方、西側の農地につきましては、道路に面しないため、10ヘクタール未満の集団の農地として第2種農地となります。

第2種農地ですので、代替地検討となるところですが、(農地の連担性が無いことや)隣接地と同一の用途として利用することから、代替地の検討の必要は無いこととなります。

また、上・下水道は東側の市道内の上・下水道に接続し、雨水についても東側の市道側溝へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、上岩田地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、甘木鉄道松崎駅から概ね500メートル以内の区域内の農地ですので、第2種農地に区分され、代替地検討もなされておりますので、立地基準を満たすこととなります。

上・下水道は北側市道内の上・下水道に接続し、雨水についても北側の市道側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号3及び議案書7ページ番号4は、同一の案件ですので、一緒に説明いたします。

小郡地内の畑3筆です。仮設事務所及び露天駐車場として、一時転用されるものです。

申請地は、西鉄天神大牟田線西鉄小郡駅を中心とする半径1キロメートル以内に位置する関係となります。

鉄道の駅から概ね1キロメートル圏内、但し、宅地化率40%以上がとれているということから、第2種農地となります。

今回の申請地の内、南側の農地は、上・下水道管が埋設されている市道に面しているほか、申請地から概ね500メートル以内に大原中学校、しらき歯科医院など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となります。

また、(北側の)第2種農地の部分についても、隣接地と同一の用途として利用することから、代替地の検討の必要は無いこととなります。

なお、上・下水道については、前面の市道内の上・下水道管へ接続するほか、雨水排水については、前面の市道側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号5は、大板井地内の田3筆、畑2筆、合計5筆です。建築条件付きとして、宅地分譲するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、(位置図に記載していますように、)甘木鉄道大板井駅から概ね500メートル以内の区域内にある農地となるため、第2種農地となります。

尚且つ、申請地を起点に、概ね500メートル以内に小郡中央保育園大板井分園、かなざわ歯科、ことぶき歯科及び菊池整形外科病院など2以上の教育・医療施設が存するため、上下水道管が埋設された東側、西側の市道に面する農地は第3種農地となります。

一方で、市道に面していない農地については、第2種農地の判断をしています。

なお、第2種農地の部分については、隣接地と同一の用途として利用することから、代替地の検討の必要は無いこととなります。

上・下水道については、前面の市道又は新設される道路を介して上・下水道管へ接続することとなっています。

全体で23区画、プラス公園を一区画設ける計画となっています。

雨水排水についても、前面の市道又は新設される側溝へ排水するこ

ととなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

以上、番号1から番号5までは、先月開催しました地区会議において、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、福童地内の田5筆、畑2筆、合計7筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の

説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、上西鯨坂地内の田1筆、下西鯨坂地内の田2筆、畑1筆、合計4筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書9ページ、番号3は、干潟地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号4は、横隈地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

番号5は、干潟地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

す。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、3件の提案理由の説明をいたします。

本来、年に2回、6月と11月に諮るべき案件ですが、補助事業の関係や同意の整理のため、今月の設定となったところです。

議案書10ページをご覧ください。

番号1は、干潟地内の田1筆、畑2筆、合計3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

次に、番号2は、干潟地内の畑1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

次に、番号3は、吹上地内の畑2筆です。

議案第2号で申請されている、底地の耕作について、使用貸借の設定がなされるものです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間)

以上、3件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第2分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外2件を議案とします。

それでは、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、除外2件について、ご説明いたします。

まず、経緯を申し上げますと、転用事業者から農振除外に係る計画変更が小郡市に提出され、これを受けて市から意見を求められているものです。

番号1は、山隈地内の畑1筆です。分家住宅の建築のため、変更の申請があっているものです。

面積は1184平方メートルの内500平方メートルとなっています。

(位置図で場所の説明)

農振変更後の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、隣接する住宅からの集落接続となるため、第1種農地の例外規定として、立地基準を満たすこととなります。

次に、番号2は、下岩田地内の田1筆です。分家住宅の建築のため、変更の申請があっているものです。

面積は852平方メートルの内400平方メートルとなっています。

(位置図で場所の説明)

農振変更後の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地に区分されます。

従って、原則的には農地転用は許可できないこととなりますが、隣接する住宅からの集落接続となるため、第1種農地の例外規定として、立地基準を満たすこととなります。

以上2件については、先月開催しました地区会議に於いて、ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、2件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。

議案第6号について、同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は委員会意見を付けて同意し、市に報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の12ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出15件につきまして報告いたします。

番号1は、横隈地内の田2筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書13ページに続きます番号2は、小板井地内の田16筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、議案書14ページ、番号3は、吹上地内の田3筆、畑1筆、合計4筆です。

借主の都合により、合意解約されたものです。

議案書15ページに続きます番号4は、八坂地内の田4筆、下西鯉坂地内の田2筆、合計6筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号5は、大板井地内の田1筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

次に、議案書16ページに続きます番号6は、八坂地内の田7筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号7は、上西鯉坂地内の田1筆、下西鯉坂地内の田2筆、合計3筆です。

売買のため、合意解約されたものです。  
次に、番号8は、八坂地内の田2筆です。  
売買のため、合意解約されたものです。  
次に、議案書17ページ番号9は、干潟地内の田1筆です。  
売買のため、合意解約されたものです。  
次に、番号10は、大保地内の田1筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、番号11は、横隈地内の田2筆です。  
売買のため、合意解約されたものです。  
次に、議案書18ページ番号12は、横隈地内の田3筆です。  
売買のため、合意解約されたものです。  
次に、番号13は、大崎地内の田4筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、議案書19ページ番号14は、大崎地内の田2筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
次に、番号15は、大崎地内の畑1筆です。  
貸主の都合により、合意解約されたものです。  
届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、10件の報告をいたします。

番号1から議案書22ページ番号9までは、大板井地内の田10筆、市街化田2筆、宅地1筆、合計13筆です。

転用の目的は、建売住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書23ページ番号10は、大板井地内の市街化田1筆です。

転用の目的は、宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、和解の仲介について を報告します。

○事務局 それでは、別に配布しました、報告第3号をご覧ください。  
報告第3号、和解の仲介申立に伴う経緯について、説明いたします。

まず、「和解の仲介」について、説明いたします。

先月の3月総会でお諮りしました、農地法第25条に基づく和解の仲介を、仲介主任、議席番号21番委員、24番委員と共に、3月31日に申立人及び被申立人の出席の元、開催しました。

先ず、申立人及び被申立人、それぞれから意見を聴取し、紛争の解決を図るために「和解」案を提示したところですが、双方の同意が得られませんでしたので、和解不調ということで、和解の中止を行いました。

委員の皆さんには、現地確認にも日程を割いていただいたところでしたが、残念な結果となりました。

以上、簡単ですが、和解の仲介の概要について、報告させていただきます。

- 議長 仲介委員を務めていただきました、仲介主任、議席番号21番委員、24番委員、大変お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 事務局からの報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

- 議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

- 議長 お諮りいたします。  
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

- 議長 異議なしと認めます。  
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

- 議長 以上で、令和4年4月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年4月11日（月） 午後 3時 5分閉会